

湖西市告示第267号

湖西市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月2日

湖西市長 田内 浩之



湖西市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

湖西市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（令和6年湖西市告示第178号）の一部を次のように改正する。

第49条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第67条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第69条第4項に次のただし書を加える。

ただし、各サービス提供場所を別室で設けることができない場合は、仕切り板等で各サービス提供場所を明確に区画し、利用者が混同することがないようにするものとする。

第70条中「第4章第1節、第4節（第52条第1項及び第62条を除く。）及び第5節」を「前章第1節、第4節（第52条第1項及び第62条を除く。）及び第5節」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。